

(縦覧用)

平成25年4月24日、第20回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
8番	本田信幸
9番	太田誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼悟
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

7番	滝本広
----	-----

附議した案件

- 議案第 96号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 97号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 98号 現況証明願いについて
議案第 99号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第100号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
報告第 62号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第 63号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第 64号 農政委員会開催報告について
報告第 65号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
報告第 66号 農地法第5条許可書の交付について
報告第 67号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農 地 係 長	奥 山 正 行
庶 務 係 長	若 森 修 二
係	本 間 光 代

(開 会 13時10分)

- 議 長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第20回中標津町農業委員会総会を開会致します。
総会に入ります前に、去る4月16日に病気で逝去されました故佐々木邦夫委員のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。
委員の皆様、ご起立をお願いします。
(全員黙祷)
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
6番、柴野 忠征 委員。
8番、本田 信幸 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長 3月22日の総会以降につきまして会務報告を致します。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初は、北海道農業会議第77回総会および平成24年度全道農業委員会会長・事務局長会議が3月26日札幌市で開催され、会長と事務局長が出席しております。

総会は議事として、平成23年度事業報告並びに収支決算の承認、平成23年度職員退職給与積立金会計収支決算の承認、平成24年度の収支補正予算、平成24年度職員退職給与積立金会計収支補正予算、平成25年度事業計画並びに収支予算等について審議され、全会一致で決定しております。協議事項では、TPP交渉への参加方針撤回についての決議文が決定されました。

引き続き会長・事務局長会議が開催され、研修・協議事項として「平成25年度に向けた農業委員会の適正な事務実施について」「今後の北海道における農地流動化対策のあり方の検討状況について」「平成26年度農業政策と予算に関する要望の意見集約について」「女性農業委員の登用の促進と取り組みの経過について」の説明が行われました。

次に4月18日午前10時から、平成25年中標津町議会臨時会が開催され、一般会計補正予算、町税条例等の一部改正について審議後、可決されております。会長が出席しております。

同日午後1時30分から第34回家族協定調印式を開催し、平成24年度に経営移譲した3つのご家族にお集まりいただき、経営移譲後の家族間における協定内容について確認をし、農業委員会会長、各農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと調印を行いました。

来賓として、中標津町長、普及センター北根室所長の御臨席を頂き、挨拶をいただいたところであります。当日は農業委員の皆様にも御忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

最後に平成25年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成25年度根室地方農業者年金協議会定期総会並びに平成25年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月19日、トーヨーグランドホテルを会場で開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会には、来賓として小林町長が出席し開催地の町を代表した挨拶がありました。

議事では、平成24年度事業報告及び決算報告、平成25年度事業計画、予算、及び新たに賛助会員を位置づける会則の改正を審議し決定をみたところであります。

根室地方農業者年金協議会定期総会では、平成24年度事業報告・決算報告・監査報告、平成25年度事業計画及び予算を審議し決定をみたところであります。

北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議は、農業会議の佐久間事務局長の出席により行われました。

平成26年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討では、5月30日開催の全国農業委員会会長大会の前に行われる、北海道選出国會議員に対する陳情要請集会で北海道農業会議として行う、TPP交渉および地域の実態に即した施策実現に関する要望の原案として、①TPP交渉への参加反対について、②FTA/EPA交渉における適切な国際規律の確立について、③農政の基本確立について、④農地政

策の充実強化について、⑤担い手の育成と経営支援対策の強化について、⑥農地・農業委員会制度に関する規制改革への慎重な対策について、⑦農業委員会系統組織体制の強化と予算の確保についてを検討しております。

続けて、今後の北海道における農地対策のあり方、平成25年度北海道農業会議事業のスケジュール、農業者年金の加入推進、農業委員会系統組織の情報提供活動の取り組みと全国農業新聞の普及推進について説明を受け協議したところであります。

以上、会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第62号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第62号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明申し上げます。

議案の55ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

借主 中標津町東

○ ○ ○ ○

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
○○○○	○○○○	畑	7,018	普通畑

3. 利用権の種類 使用貸借権

4. 契約期間 平成21年1月1日から平成30年12月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成25年4月1日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第96号(1)と議案第97号(2)に関連するもので、○○○より現在使用貸借中の農地の一部に後継者住宅を新築したいとの申し出があり、一旦期間内解約するものです。

以上でございます。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1番中村です。

議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致

します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

借主 中標津町東 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	6,314	普通畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 転用予定地を除いて再設定するもの

借主 再設定を受けて農業経営を継続する

4. 移転の方法 利用権の設定 (使用貸借)

5. 期間 平成25年5月1日から平成45年4月30日まで

6. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、以前から使用貸借により使用していた農地に5条転用で住宅を建設するため分筆し、転用予定地を除き再度設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、報告第63号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

報告第63号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1)について説明致します。
37ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 届出人の住所、氏名 標津町
○ ○ ○ ○
 2. 許可年月日、許可番号 平成24年5月22日付 中農委5第3号
 3. 許可地の所在 中標津町字○○○○○○○○○
中標津町字○○○○○○○○○
 4. 転用目的 砂利・黒墨採取
 5. 事業計画の期間 平成24年5月23日から平成25年5月22日まで
 6. 事業完了年月日 平成25年4月6日
 7. 完了検査年月日 平成25年4月17日
-

この件につきましては、平成25年4月17日に第1地区推進班現地確認をしまして、計画通り整地され良好な状態で完了されていたことを確認しております。
以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(1)の質疑を受けたいと思います。
(「ありません」の声多数)
なければ質疑を打ち切ります。
(2)から(4)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1番中村です。
報告第63号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(2)(3)及び(4)について説明致します。
なお、(2)(3)の事業完了届につきましては同一の隣接している一時転用現場であることから、一括して説明します。
38ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 届出人の住所、氏名 中標津町東○○○○
○○○○○○○○○
 2. 許可年月日、許可番号 平成24年4月27日付 中農委第1号
 3. 許可地の所在 中標津町字○○○○○○○○○
中標津町字○○○○○○○○○
 4. 転用目的 土砂採取
 5. 事業計画の期間 平成24年5月1日から平成25年4月30日まで
 6. 事業完了年月日 平成24年12月15日
 7. 完了検査年月日 平成25年4月17日
-

(3)

1. 届出人の住所、氏名 中標津町東○○○○
○○○○ ○○○○
2. 許可年月日、許可番号 平成24年4月27日付 中農委第2号

3. 許可地の所在 中標津町字〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 転用目的 土砂採取
5. 事業計画の期間 平成24年5月1日から平成25年4月30日まで
6. 事業完了年月日 平成24年12月15日
7. 完了検査年月日 平成25年4月17日

この2件の報告につきましては、平成24年12月15日に完了しておりましたが、積雪のため現地調査を延期しておりました。

雪解けが進んだ平成25年4月17日に第1地区推進班において現地確認をしたところ、計画通り良好な状態で整地されていたことを確認しております。

続けて(4)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 届出人の住所、氏名 野付郡別海町〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
2. 許可年月日、許可番号 平成23年8月26日付 根農務第1164号
3. 許可地の所在 中標津町字〇〇〇〇〇〇〇〇
中標津町字〇〇〇〇〇〇〇〇
中標津町字〇〇〇〇〇〇〇〇
中標津町字〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 転用目的 〇〇〇〇〇〇〇〇
5. 事業計画の期間 平成23年8月26日から平成25年12月20日まで
6. 事業完了年月日 平成24年11月30日
7. 完了検査年月日 平成25年4月17日

この件につきましては、平成24年11月30日に完了し積雪により現地調査を延期しておりましたが、雪解けが進んだ平成25年4月17日第1地区推進班において現地確認をいたしました。

計画通り事務所・付帯施設が建設されており、事業が完了していたことを確認しております。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(2)から(4)の質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 國見委員。

國見委員 10番國見です。

報告第63号(5)について説明致します。

41ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 届出人の住所、氏名 中標津町〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇

2. 許可年月日、許可番号 平成24年7月25日付 中農委5第5号
3. 許可地の所在 中標津町字〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 転用目的 野菜保管用倉庫建設
5. 事業計画の期間 平成24年7月26日から平成24年10月30日まで
6. 事業完了年月日 平成24年10月30日
7. 完了検査年月日 平成25年4月16日

この件につきましては、完了届の提出が平成25年2月18日の積雪時期であったため、雪解けの進んだ平成25年4月16日、第2地区推進班において現地確認をしまして、計画通り野菜保管用倉庫が建設されており、事業が完了していたことを確認しております。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(5)の質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、議案第97号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第97号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 標津町

〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		公簿	現況		
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	畑	4,919の内 849	
〃	〇〇〇〇	原野	〃	17,412の内 8,368	
計2筆			畑	9,217	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・黒墨 採取のため
4. 転用の期間 平成25年5月22日から平成26年5月21日まで
5. 権利の種類 貸借権
6. 採取量 砂利 5,893㎡ ・ 黒墨 6,148㎡
7. 最大切深 8.0m
8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利・黒墨採取のため申請があったものであります。

申請地につきましては、平成24年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積については9,217㎡となっております。

平成25年4月17日第1地区推進班による現地調査の結果、道路工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1番中村です。

上程になりました議案第97号(2)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名

譲渡人 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

譲受人 中標津町東

○ ○ ○ ○

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	備考
		公簿	現況		
○○○○○○	○○○○	畑	畑	697.5	

3. 許可を受けようとする事由 住宅建設のため

4. 転用の期間 平成25年5月22日から永久

5. 権利の種類 所有権移転

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、後継者である○○○の住宅建設のため申請があったものです。

申請面積については697.5㎡で、4月17日に第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請箇所については居住のための一団地の住宅用地であり、作業道路、農業用施設に隣接しており、『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』の整備・活用と一体となって整備されるものと判断し、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、諮問致します。
日程 7、議案第 98 号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12 番小沼です。
議案第 98 号「現況証明願いについて」(1) について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名
標津町

○ ○ ○ ○
○○○○ ○○○○
○ ○ ○ ○)

(土地所有者 中標津町字俵橋

2. 土地の表示

所 在	地 番	公簿	現 況	面 積 m ²	利用状況
○○○○	○○○○	原野	農地・採草放牧地以外	4,592 の内 1, 289	原 野

3. 申請の理由

砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請書添付のため

4. 見取図 別 紙

この案件につきましては、砂利採取地の湧水施設、保安区域、搬出路の現況を確認するため申請があったものです。当該地につきましては、公簿が原野の号線敷地であり、砂利採取地の取り付け道路、湧水施設に使用されている状況です。

4 月 17 日に第 1 地区推進班で現地確認したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 8、議案第 99 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) から (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 15番櫻坂です。

議案第99号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (3) について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業
借主 中標津町南中 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	96,890	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの
借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年5月1日から平成30年4月30日まで

6. 価格 年 368,000円

7. 資金調達方法 自己資金 368,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
○	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、○○○より賃貸したい旨の申し出があり、地区内調整により○○○へ貸付する事となったものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(2)(3) は、貸主が同一のため一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業
借主 中標津町南中 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	77,490	牧草畑
〃	○○○○	〃	〃	49,476	〃
計2筆			畑	126,966	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年5月1日から平成26年4月30日まで
6. 価格 年 132,000円
7. 資金調達方法 自己資金 132,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町東 ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 借主 中標津町南中 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 歳 農業
2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	61,535 の内 48,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年5月1日から平成26年4月30日まで
6. 価格 年 50,000円
7. 資金調達方法 自己資金 50,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(4) と (5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田委員。

本田委員 8番本田です。

議案第99号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(4)(5)について、一括説明します。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字養老牛 ○ ○ ○ ○ ○○歳 無職
借主 中標津町字養老牛 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	74,225 の内 49,225	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年5月1日から平成28年4月30日まで

6. 価格 年 196,900円

7. 資金調達方法 自己資金 196,900円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東 ○ ○ ○ ○ ○○歳 会社員
借主 中標津町字養老牛 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	96,537 の内 85,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年5月1日から平成28年4月30日まで

6. 価格 年 272,000円

7. 資金調達方法 自己資金 272,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、〇〇〇〇〇・〇〇〇〇がそれぞれ〇〇〇に賃貸借していた農地の賃貸借の期間満了に伴い再設定するものであります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(4)と(5)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。
 議案第99号(6)について、説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東 ○ ○ ○ ○ ○〇歳 無職
 借主 中標津町字武佐 ○ ○ ○ ○ ○〇歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	畑	50,815	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年5月1日から平成30年4月30日まで

6. 価格 年 140,000円

7. 資金調達方法 自己資金 140,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
〇人	〇人	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 9、報告第 6 4 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 櫻坂委員長。

櫻坂委員 1 5 番櫻坂です。

4 3 ページをお開きいただきたいと思います。

(以下、議案資料を朗読)

平成 2 5 年 4 月 1 5 日、役場 2 0 1 号会議室において農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 2 3 条の規定によりその結果を報告します。

◎審議内容

1. 「平成 2 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の承認について

毎年実施している、昨年度の活動の点検・評価および本年度の活動計画について協議し、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

事務局が作成した原案の内容確認、協議を行い内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。

2. 平成 2 6 年度農林関係税制改正要望の提出について

現在、北海道農業会議で取りまとめている税制改正要望の内容について協議し、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

所得税では、適用期限の切れる特例措置の中で本町の農業に関わる「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例」については期間の延長を要望、譲渡所得の特別控除では、賃貸借が売買へ移行するような控除となるよう要望するとし、贈与税の納税猶予では、猶予の適用経過年数による免除、特定貸付が後継者への経営移譲の場合も適用対象となるよう要望することとした。また、「日本型直接支払い」、「担い手総合支援」に関する要望では、制度の内容に関する情報が無く要望内容の協議は難しいとの意見が出され、消費税率の引き上げでは、乳価が内税となっていることから引き上げ分の転嫁の確認が容易に出来ない状態を解消するため、現在の農業価格の決定に関し不明な点が多く存在するので明らかにする事を要望としました。

以上の内容で要望書を作成するとの結論となったところであります。

以上、農政委員会の開催報告と致します。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程 1 0、議案第 1 0 0 号「平成 2 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を上

程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第100号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」ご説明致します。
議案書は、26ページをご覧下さい。

農業委員会の適正な事務実施については農林水産省の指導により、毎年、前年度の活動点検・評価及び本年度の活動計画を作成することとなっております。

先ほど纒坂農政委員長よりご報告がありましたとおり、平成24年度法令事務・促進事務に関する点検及び当初計画に対する評価と、平成25年度の目標設定数値等を、本議案のとおり取りまとめたところであります。

なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後30日間農業委員会ホームページに掲載し、地域の農業者等からの意見・要望を募集した後、意見があった場合はそれらを踏まえ、又は追加し、振興局を経由して農林水産省経営局へ報告することと致します。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程11、報告第65号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第65号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。

46ページをお開きください。

平成25年4月4日に受理しました平成24年度分の報告書でございます。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1 報告者の住所、氏名
中標津町

○ ○ ○ ○
○○○○ ○○○○

2 報告に係る土地の所在等

所在	地番	地目		面積(m ²)	作物の種類	備考
		公簿	現況			
〇〇〇〇	〇〇〇〇	山林	畑	20,451	レタス	

3 業務執行役員の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数
〇〇〇〇	〇〇〇〇	365日

貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。

以上でございます。

議長 以上で報告を終わります。

日程12、報告第66号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第66号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。

48ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

◎許可日 平成25年3月25日付

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字武佐

〇 〇 〇 〇

借主 中標津町東

〇 〇 〇 〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	畑	41,369の内 16,067	

3. 許可期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

◎許可日 平成25年3月25日付

(2)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 釧路市

〇 〇 〇 〇

借主 中標津町東

〇 〇 〇 〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	畑	47,483の内 3,467	

3. 許可期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

以上でございます。

議 長 以上で報告を終わります。
日程13、報告第67号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第67号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご報告致します。
議案の51ページをお開きください。
今回については、平成24年5月26日付から平成25年3月19日付で、認定の
あった者について記載しております。
中身については、新規認定者1名、再認定者7名となっています。
以上です。

議 長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第20回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 13時57分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年4月24日

会 長 _____

6 番 _____

8 番 _____